

船舶事故調査報告書

平成31年2月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成30年4月25日 18時15分ごろ
発生場所	宮崎県宮崎市宮崎港東方沖 宮崎港北防波堤灯台から真方位092° 27.7海里（M）付近 （概位 北緯31° 54.0′ 東経132° 01.0′）
事故の概要	漁船第十八 ^{かんのん} 観音丸は、航行中、甲板員が落水して溺死した。
事故調査の経過	平成30年5月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十八観音丸、9.7トン OT2-2578（漁船登録番号）、個人所有 12.24m（Lr）×3.64m×1.27m、FRP ディーゼル機関、495kW（動力漁船登録票による）、昭和61年12月26日
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年9月29日 免許証交付日 平成30年3月26日 （平成35年4月27日まで有効） 甲板員A 男性 62歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風速 8～10m/s、視界 良好 海象：波向 北北東、波高 約2～3m、水温 約22℃ 日没時刻：18時48分ごろ
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか1人（以下「甲板員B」という。）が乗り組み、鹿児島県坊ノ岬 ^{ぼうのみさき} 南西沖でもじゃこ漁を行う目的で、平成30年4月25日11時00分ごろ大分県佐伯市楠本湾 ^{さいきくすもと} を出航し、同市 ^{せんさき} 芹埼沖を通過した後、南南西進した。 甲板員A及び甲板員Bは、18時00分ごろ後部甲板で夕食をとった後、同甲板で夕食の後片付けなどを始めた。

	<p>甲板員Bは、18時15分ごろ本船が宮崎港東方沖を航行中、後部甲板の左舷船尾側の便所で左舷側を向いていたとき、背後から甲板員Aの驚いたような叫び声を聞き、振り向いたところ、先ほどまで後部甲板（右舷側）にいた甲板員Aの姿がなく、右舷船尾後方約5～10m付近の海面上に頭部らしき部分を出している人影を視認した。</p> <p>甲板員Bは、甲板員Aが落水したと思い、すぐに操舵室で操船中の船長に、船体をたたきながら大声で知らせた。</p> <p>船長は、直ちに本船を左回りに反転させて甲板員Aに近づき、甲板員Aが動いていないように見えたので甲板員Bを海中に飛び込ませ、甲板員Aを本船の方に引き寄せさせて後部甲板に引き上げた。</p> <p>船長は、甲板員Bに甲板員Aの心肺蘇生措置を行わせ、海上保安庁に甲板員Aの救助の要請を行った。</p> <p>本船は、宮崎港に向けて航行し、海上保安庁の来援を待ったが、海上保安庁から気象条件不良により航空機の派遣ができない旨の連絡があったので、甲板員Aの心肺蘇生措置を継続しながら航行を続け、20時40分ごろ宮崎港に入港した。</p> <p>甲板員Aは宮崎市内の病院に搬送された後、医師により死亡が確認され、溺死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、芹埼沖の海域を航行しているときに波高が約2mであったが、北からの追い波であったので航行に支障はないと考えた。</p> <p>甲板員Bは、夕食時には、波高が3m近くになっており、本船が上下動を伴い全体的に回って、揺れているように思えた。</p> <p>甲板員Bは、食事をした後に、甲板員Aを最後に見たときの状況の細部は覚えていないが、特異な様子はなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、甲板員Aが落水した後、本船を左回りに反転させて甲板員Aに近づき、甲板員Bを飛び込ませるまでの時間が約1分30秒、甲板員Aを甲板上に引き上げるまでの時間が、約3分かかったと思った。</p> <p>甲板員Aは、漁船の乗組員としての経験が20年以上で、健康状態は良好のように見えた。(持病がなく、薬の服用もなかった。)</p> <p>甲板員Aは、カッパを着用していたが、救命胴衣は食事の後に直ぐに就寝できるように着用していなかった。</p> <p>本船の後部甲板は、ブルーワークが甲板上高さ約0.55mで、中央部に甲板上高さ約0.25mの格納容器(いけすとして使用していない。)が数か所設置されており、船尾側に、天幕の支柱とスタンションがあり、右舷側に落水防止用のロープが甲板上高さ約0.7mのところにとられていた。(図1、図2参照)</p>

	<p>←船首 船尾→ 後部甲板 約2.8m 約2.3m 網掛け部は上部に操舵室区画</p> <p>図1 本船全体図（上方から）</p> <p>甲板員A 天幕 甲板員B 落水防止用ロープ 格納容器 便所 船室区画 船尾側</p> <p>図2 甲板員A落水前の後部甲板の状況</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>甲板員Aは、溺死した。</p> <p>本船は、宮崎港東方沖を南南西進中、北北東から波高約2～3mの波浪のある状況下、後部甲板右舷側にいた甲板員Aが落水して溺死したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、本船の上下動を伴う動揺があったことから、体勢を崩すなどした可能性があると考えられるが、落水する場面を目撃した者がいなかったことから、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、宮崎港東方沖を南南西進中、北北東から波高約2～3mの波浪があり、船体が動揺する状況下、甲板員Aが落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、甲板上の乗組員に必ず救命胴衣を着用させること。 ・小型船舶において航行中に動揺が大きいとき、暴露部にいる乗組員は不意の動揺に備えること。

付図1 事故発生経過概略図

